

平成17年度第2回環境プラザの運営に関する懇談会

開催：5月10日（火）19:00～21:00

会場：環境プラザ環境研修室

主催：環境プラザ運営懇談会幹事会 p-kan@mbp.nifty.com

本日の予定議題

- 19:00～19:10 環境プラザの運営に関する今後の予定概要「H18より管理者が変わります！」
- 19:10～19:15 「環境プラザ条例」の確認「目的や運営は、どう決められているの？」
- 19:20～ 条例改正に対する意見交換「条例改正では、どこがどう変わるの？」
- ～20:45 私たちが求める管理者像「環境プラザなんだから、こんな管理者がいいな！」
- 20:45～20:50 本日の確認「記録係より、推進会議へ提出する内容の確認を行います」
- 21:00 会場片付け後、閉会

環境プラザ条例（別添資料参照）

環境プラザの運営に関する今後の予定概要（終了分含む）

《平成17年》

4月26日 第6回環境活動推進会議で指定管理者制度導入案の提示（管理の基準・業務の範囲・指定期間・応募資格・選定基準）

5月10日 第2回環境プラザ懇談会（P-コン）開催

5月下旬 第7回環境活動推進会議にて指定管理者制度導入案について議論される予定

7月初旬 制度導入案の決定を予定

7月下旬 第8回環境活動推進会議で指定管理者制度導入の考え方、条例変更案の説明がなされる予定

8月 募集の準備（条例案・募集要項・業務仕様書・選定委員会等）

9月～10月 条例案決裁（平成17年第3回定例市議会に条例案の提出、議決）

11月頃 事前説明会、募集開始（原則30日）

12月 選定委員会の開催

《平成18年》

2月頃 平成18年第1回定例市議会で管理者指定議決・債務負担行為議決指定の通知、告示、協定締結

4月 環境プラザが、指定管理者により運営される予定。（以上、2005・4・28現在）

条例改正にともなう変更可能事項

事業内容について

環境プラザスペースの利活用について

研修室の利用について

研修室の利用料について

開館時間について

札幌市環境プラザ条例（平成 15 年 3 月 5 日 条例第 13 号）

（設置）

第 1 条 本市は、札幌市環境基本条例(平成 7 年条例第 45 号)に基づき、環境に優しい社会を創造し、地球環境の保全に貢献していくため、環境の保全に関する活動の総合的な拠点施設として、札幌市北区北 8 条西 3 丁目に札幌市環境プラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

（事業）

第 2 条 プラザは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (2) 環境の保全に関する学習事業の実施に関すること。
- (3) 環境の保全に関する市民の自主的な活動及び交流の支援に関すること。
- (4) 環境の保全に関する技術の普及に関すること。
- (5) プラザの施設を使用に供すること。
- (6) その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業

（使用の承認）

第 3 条 環境研修室及びミーティングルーム(以下「環境研修室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認(以下「使用承認」という。)を与える場合において、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第 4 条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、環境研修室等を使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

（特別設備の設置等の承認）

第 5 条 使用者は、環境研修室等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の承認について準用する。

（使用等の不承認）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認又は前条第 1 項の承認(以下「使用承認等」という。)をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他プラザの管理運営上支障があると認める場合

（承認の取消し等）

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認等の条件を変更し、環境研修室等の使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 使用者が使用承認等の条件に違反した場合
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

（入館の制限等）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、プラザに入館しようとする者の入館を禁じ、又はプラザに入館している者にプラザ(環境研修室等を除く。)の使用の停止若しくはプラザからの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他プラザの管理運営上支障があると認める場合

（原状回復）

第 9 条 プラザを使用した者は、プラザの使用を終了したとき、又は前 2 条の規定によりプラザの使用の停止を命じられ、若しくは第 7 条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 プラザを使用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

（賠償）

第 10 条 プラザの施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（管理の委託）

第 11 条 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、プラザの全部又は一部の管理を地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 3 に規定する法人、他の公共団体又は公共的団体に委託することができる。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成 15 年規則第 68 号で平成 15 年 9 月 1 日から施行)

札幌市環境プラザ条例施行規則（平成 15 年 4 月 25 日 規則第 44 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、札幌市環境プラザ条例(平成 15 年条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第 2 条 札幌市環境プラザ(以下「プラザ」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間	午前 9 時から午後 5 時 15 分まで。ただし、環境研修室及びミーティングルーム(以下「環境研修室等」という。)は午前 9 時から午後 10 時まで、情報センターは午前 9 時から午後 8 時まで
休館日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

（連携）

第 3 条 プラザは、プラザの施設のうち札幌市男女共同参画センター、札幌市消費者センター又は札幌市市民活動サポートセンター(以下「男女共同参画センター等」という。)と共同で使用する施設については、男女共同参画センター等と連携し、有機的な管理運営を行わなければならない。

（使用の承認等）

- 第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により環境研修室等の使用の承認を受けようとする者(第 3 項において「申請者」という。)は、あらかじめ札幌市環境プラザ使用申込書(様式 1)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第 5 条第 1 項の規定により環境研修室等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申込書に必要な事項を記入して提出しなければならない。
- 3 市長は、環境研修室等の使用の承認を決定したときは、申請者に対し札幌市環境プラザ使用承認書(様式 2)を交付する。

（遵守事項）

- 第 5 条 プラザを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 危険物を持ち込まないこと。
 - (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
 - (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - (5) その他職員の指示に従うこと。
- 2 環境研修室等の使用の承認を受けた者は、環境研修室等の使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 入場人員は、各室の定員を標準とすること。
 - (2) 入場者の整理を適切に行うこと。

（販売行為等の禁止）

第 6 条 プラザを利用する者は、プラザにおいて販売又は金品の寄附募集等の行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（委任）

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。